

# 動静脈連携優良認定業者の認定に関する基準（素案）

令和 年（202 年）月 日策定

## 第1 趣旨

この基準は、熊本県産業廃棄物指導要綱（以下「指導要綱」という。）第7条の規定に基づき、動静脈連携優良認定業者の認定に関し必要な事項を定める。

なお、この基準に定めのないものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。）及び熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年熊本県規則第51号。）並びに熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱（以下「紛争予防要綱」という。）に定めるところによるものとする。

## 第2 定義

この基準における用語の定義は、以下によるものほか、指導要綱第2条に定めるところによるものとする。

### 1 再生可能資源

動静脈連携優良認定業者に求めるものが、製造業から排出される廃棄物を水平リサイクルし、循環資源として供給することであることを踏まえ、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号。）に基づく循環型社会形成推進基本計画で挙げられている「徹底的な資源循環を考慮する素材群」の中から対象とする再生可能資源を「(1)プラスチック、(2)ベースメタル、(3)レアメタル、(4)建設・建築資材」とし、いずれも廃棄物（受入れ時は有償（有価物）であっても収集運搬費用及び受入れ前の処分費用を含めると逆有償となるものも含む）となった製品を処理し、水平リサイクルにより、再び元の製品の原料として供給されるものとする。

## 第3 動静脈連携優良認定業者の認定要件及び認定に係る添付資料

1 知事は、動静脈連携優良認定業者の認定を受けようとする者から、認定申請書（動静脈連携優良認定様式第1号）が提出された場合、申請を受け内容を審査するものとする。審査の結果、当該申請者が（特別管理）産業廃棄物処分業の優良認定事業者であって、かつ、次の各号に示す認定要件のいずれにも適合している場合、認定証（動静脈連携優良認定様式第2号）を交付するものとする。なお、認定証の交付を受けた者は、指導要綱第2条に定める事前協議の除

外申請を「事前協議除外申請書」（動静脈連携優良認定様式第3号）により行うことができる。

- (1) 優良認定処理業者（処分業者）であること。
- (2) 「第2 定義」で定める「再生可能資源」を製造する事業を行う者であること。
- (3) 廃棄物処理法及びこれに係る基準、通知及び指針を遵守すること。加えて、指導要綱、紛争予防要綱及びこれらに付帯する基準を遵守すること。
- (4) 当該認定を行うに足りる経理的基礎を有していること。
- (5) 申請の日から起算して3年以上環境法令の違反による行政指導がないこと。
- (6) 認定申請書に示す環境配慮に関するいずれかの取組みを行っていること。
- (7) 認定申請書に示すSDGsに関するいずれかの取組みを行っていること。
- (8) 認定申請書に示す省エネルギー、エネルギー・シフト等の推進、熊本県プライム企業の認定など社会貢献その他の模範的取組として知事が示した取組みのうち、いずれかの取組みを行っていること。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類の添付を求めるものとする。

- (1) 廃棄物処理法、熊本県産業廃棄物指導要綱並びにこれらを補完する通知、基準及び指針等を遵守する旨を誓約する書類
- (2) 経営状況、環境法令の遵守、環境配慮の取組み及びSDGsに関する取組み状況等を示す書類等として、以下に定める書類
  - ア 生産物の素材として再生可能資源を製造する事業を行う者であることを証明する書類
  - イ 当該認定を行うに足りる経理的基礎を説明する書類
    - (ア) ローカルベンチマークの財務分析結果（経済産業省がインターネット上で公開している様式に必要事項を入力したもの）
  - (イ) 申請者が法人の場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類。申請者が個人の場合は、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類。
  - ウ 申請者が環境法令の違反による行政指導がないことの誓約書
  - エ 環境配慮に関する以下のいずれかの取組みを証明する資料
    - (ア) 熊本県リサイクル認証製品の使用量（前年度分）
    - (イ) 熊本県グリーン購入推進方針に定める基準に適合した環境物品等の調達実績（前年度分）
    - (ウ) その他、これらに類するものの実績等を証明する書類

オ SDGs に関する以下のいずれかの取組み

- (ア) 熊本県SDGs登録証制度の登録を証明する書類
- (イ) その他、これらに類するものの実績等を証明する書類

カ その他、以下のいずれかの書類

- (ア) 省エネルギー、エネルギー・シフト等の推進に関する認証等
- (イ) 森林吸収量認証書の交付実績
- (ウ) パートナーシップ構築宣言の写し
- (エ) 資源化等情報適正開示施設の認定適合証の写し
- (オ) 環境保全・廃棄物関連表彰の受賞を証明する書類の写し
- (カ) 熊本県プライト企業の認定証の写し
- (キ) 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（前年度分）

3 第1項の認定を受けた者が認定の要件に該当しなくなった場合、知事は動脈連携優良認定業者の認定要件非該当届出書（動脈連携優良認定様式第4号）の提出を求めるものとする。

4 前項の届出書には、認定証の添付を求めるものとする。

5 知事は、第3項の届出を受け、又は他の方法により、認定要件の非該当を確認した場合、当該届出者に対し、「動脈連携優良認定業者」認定取消通知書（動脈連携優良認定様式第5号）により通知するものとする。

6 前項の通知を受けた者からの第1項の認定申請については、認定を取り消した日から5年間、認定の申請を受け付けない。ただし、第1項各号の認定要件を満たさないことによる認定取り消しについては、当該要件を満たした時点から申請可能とする。

#### 第4 動脈への供給事業規模の基準

動脈連携優良認定業者の認定要件となる動脈への供給事業規模は、再生可能資源の出荷額（廃棄物処分業における利益（処分費用、再生品の売却額を含む））が年間1億円以上とする。

#### 第5 動脈連携優良認定業者の有効期間

動脈連携優良認定業者の有効期間は7年以内とし、申請者は原則として、産業廃棄物処分業の更新時に申請を行うものとする。

#### 第6 経理的基礎に係る基準

第3の第2項第2号イの添付書類において、「当該認定を行うに足りる経理的基礎」を有すると判断される者は、次の要件を満たすものとする。

- ・ローカルベンチマークの財務分析結果の総合評価が直近3年の事業期間のうち、少なくとも1年はA評価があり、かつ、C評価以下がないこと